

大泉あさひで通信

発行：社会福祉法人 大泉旭出学園 旭出生産福祉園 〒178-0063 東京都練馬区東大泉7-21-32
Tel 03-3925-6166 Fax 03-3925-6169 HP <http://www.asahide.or.jp/>



戦後日本の 障害児者施策の変遷とこれから…

旭出生産福祉園園長
浅井 浩

戦後日本の、障害児者に関する施策の流れを大雑把に見れば、四つのポイントがあると思います。

一つ目は、一九四五(昭和20)～一九七〇(昭和45)年頃です。この年代は戦後復興と国民生活の保障政策としての法制度が整備され、**障害児者の教育や福祉などの施策の基盤となる法制度も整備**されます。

まず昭和21年に、「国民の生存権と国の保障義務」教育を受ける権利と受けさせる義務」を定めた新しい日本国憲法が公布され、昭和22年に障害児の教育も義務教育とする教育法制度^{注1}と、児童一般の福祉と被災孤児や浮浪児らの要保護児童や心身障害児の対策を講じる児童福祉法が制定されます。国連では昭和23年に「世界人権宣言」が採択されます。そして昭和24年に身体障害者福祉法、昭和25年に精神衛生法^{注2}、昭和26年に社会福祉の全分野にかかわる社会福祉事業法(現：社会福祉法)の制定と続きます。

その後、昭和35年に精神薄弱者福祉法(現：知的障害者福祉法)と身体障害者雇用促進法(現：障害者雇用促進法)が制定されます。昭和45年には心身障害者対策基本法(現：障害者基本法)が制定されますが、この心身障害者対策基本法の制定によって、はじめて障害児者に関する総合的施策の基盤が整うこととなります。

注1 知的障害・肢体不自由・病弱を対象とする養護学校が実際に設置されるようになるのは昭和31年に公立養護学校整備特別措置法(平成18年に廃止)が制定されてから以降のこと、養護学校の義務制が実施されるのは昭和54年からです。

注2 精神衛生法は、昭和62年に「精神保健法」に、平成7年に「精神保健福祉法」(略称)に改正・改称され現在に至っています。

注3 社会福祉事業法は、平成12年に「社会福祉法」に改正・改称され現在に至っています。

二つ目は、一九七〇(昭和45)～一九九〇(平成2)

年頃です。この年代は行政主導の施設中心の施策により施設の数が増え、大規模施設(コロニー)も開設されます。その一方において、障害者の自立生活や社会参加の喚起と、福祉専門職の養成に向けた施策が推進され、障害(者)観も変化します。

この年代には、**ノーマライゼーション理念の広がり**と、国連が採択した一九七一年の「知的障害者の権利宣言」、一九七五年の「障害者の権利宣言」、一九八一年(昭和56)年の「完全参加と平等」をスローガンとする「国際障害者年」が大きく関係しています。国連は、国際障害者年を契機に、翌年の総会で「障害者に関する世界行動計画」を採択し、その行動計画の実施について一九八三～九二年までを「国連・障害者の十年」と宣言し、各国に計画的な取り組みとその推進を求めました。

また国際障害者年の前年に、世界保健機関(WHO)が発表した「国際障害分類(ICIDH)」の考え方は、障害(者)観に大きな影響を及ぼしました。その後、その改訂版「国際生活機能分類(ICF)」が二〇〇一年に採択されますが、それは「障害」は単に個人の心身上的問題ではなく、生活する社会環境との関連で考えるべき問題でもあることを明確に示すものとしてその活用が期待され現在に至っています。

三つ目は、一九九〇(平成2)～二〇〇五(平成17)年頃です。この年代は、戦後からの福祉関係法制度の見直しとともに、いわゆる「施設」から「地域」への移行が促され、「脱施設」の施策とともに「福祉サービス」^{注4}ということが使用されるようになります。また多様化する福祉ニーズに対し、地域福祉推進に向けた区市町村の役割が重視され、これらが社会福祉基礎構造改革の主旨となり、その具現化が、平成15年の行政主導の「措置」による障害者施策から利用者本位の「契約」による仕組みの「支援費制度」への転換です。

この制度転換は、社会福祉法人以外の多様な事業主の福祉事業への参入を促進させ、社会福祉法人制度改革へと連なります。しかし支援費制度は制度維持の財源確保や制度の対象となる障害の範囲等の不備の問題などから障害

者自立支援法による制度に移行することになります。

なおこの年代の一九九四年以降に「インクルージョン」という、ノーマライゼーションと並ぶ新たな理念が広まります。教育の分野におけるインクルージョンの具現化である障害の有無に関係なく共に学ぶ仕組みのインクルージョン教育システムの構築は、教育政策の課題となっており現在に至っています。

注4 「福祉サービス」ということが法文上に登場するのは平成2年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正・改称された時からです。

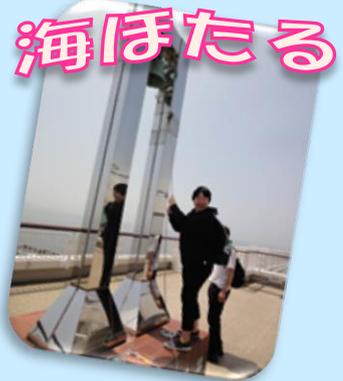
四つ目は、二〇〇五(平成17)年以降の現在に至るまでです。目下、障害種別を超えた制度の構築と障害のある人となない人の「共生社会」の実現や制度の谷間の解消に向けた政策が強調されているところですが、これには「障害者権利条約」の締結が関係しています。なお日本における同条約の発効は平成26年2月19日からです。平成17年に発達障害者支援法、平成18年に障害者自立支援法がそれぞれ施行され、平成19年に特別支援教育の制度がスタートしました。そして平成23年に障害者基本法の改正、平成24年に障害者虐待防止法の施行、平成25年に障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の施行と続き、平成28年4月には障害者差別解消法の施行、5月には障害者総合支援法の改正法案が成立しました。これらのことと障害者権利条約との整合性が重要なことになると考えられます。

めまぐるしいほどに法制度の変更や制定が行われてきたなかで、現状は、理念先行で、諸施策の整合性の問題とともに、根本的な解決には至らないままに、本意ながらもそれに甘んじているようなことも多いと思います。それは障害児者の一生に配慮した支援施策が未整備、未確立だからであり、障害者福祉と社会保障の課題だと思えます。

今後、文化国家としての日本を目指す方向は、単に突き進むというものではないはずですが、したがってこれまでの障害児者に関する諸々を振り返り、改めてその実態や問題点を直視することこそが、今後の確かな施策(合理的配慮)に向けてきわめて大切なことになると考えます。



旅行会



海ほたる

東京ディズニーシー



東京タワー



6〜7月に掛けて1泊2日と日帰りに分かれて、毎年恒例の旅行会が行われました。
 1泊2日は東京ディズニーシーと海ほたる。日帰りは羽田空港(国際線ターミナル)と東京タワーへ行きました。
 梅雨の時期ではありませんでしたが、見学地で雨に降られることも無く、楽しく観光する事が出来ました。
 年に一度の仲間との旅行で新しい思い出が出来ました。





盆踊り

納涼会



月が〜あでた〜



あ、よいよい!

管弦楽演奏



学芸大学附属国際中等学校
管弦学部のみなさまです!



素晴らしい演奏をありがとうございました

10/2

ド
レ
ミ
ファ

ダンスコンサート

東京体育館

メインアリーナにて

帰りに焼肉を食べました

広いなあ

食事外出

休日風景

ロイヤルホストにて

誕生日会

カラオケ

ウオキング

ゴーヤ栽培

あわり

研修に参加して

研修内容

障害者権利条約批准後の支援を考える

～意思決定・障害者差別解消法を中心に～

講師・東洋大学 社会学部 社会福祉学科

教授 高山直樹 氏

主催・社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

練馬区障害福祉人材教育研修センター

障害者権利条約が批准され、それに伴い障害者基本法が一部改正（平成23年8月5日施行）されました。今回の研修で学んだ改正された中の一部分を簡潔にまとめました。私感とともに解釈の相違があるかもしれませんが、利用者とのかわりという最も基本的なことの中で、法律を意識しながら取り組むことの重要性を感じたのでここに紹介します。

障害者基本法

第二十三条

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならぬ。

意思決定支援

私たちは一日の中でどのくらい意思決定をしながら生活しているのでしょうか。食事のメニューを決める、今日の服や靴、アクセサリなどを選ぶ、買い物をする、お店や商品を選ぶ、視聴するテレビ番組を決めるなど、何処で何をするのかといつた多くのことについて自分の意志で決めていきます。私たちは意思を決めるときに、前後の自分の行動を視野に入れ、自分の体調や気持ちなど様々なことを考え、このように自分の人生を主体的に生きていくことが大切であり、すべての人に認められた権利です。

日本国憲法第十三条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあり、国民は全て個人として尊重されることが約束され、人は様々な意思決定をしながら人生を自律的に生きる権利が保障されていると言えるでしょう。ですから利用者に対しその家族や職員は、ご本人が意思決定できるように、そしてそれを尊重する支援をしなければなりません。どんな方でも意思決定ができる。周囲の配慮によりその能力を開発できるように成長していくものであるというところが障害者基本法第二十三条の基になっています。

選択肢があることや、前後関係や体調などの説明のうえ意思決定しやすいような選択肢を示すことと言いやすい環境づくりが必要で、日頃、利用者のかかわりの中で、何を掴むのか、意思決定支援の際にどのような工夫をするのかと、常に相手のことを考え、利用者の希望に沿う選択肢が提供できるように配慮することが大切です。利用者が決定に悩むほど高い選択肢が揃うと、より意思決定力が高まる経験になることが期待できます。

この支援の留意点として、利用者の利益を思うばかりに、良いものと悪いもの二択によって選択を迫ることが多いと、支援者による意思決定のコントロールにつながるかねません。家族や支援者は、ご本人の意思を尊重するために先回りの支援や意思のコントロール、パートナーリズム（本人の意思にかかわらず本人のためを思い意思決定をすること）にならないように十分な配慮が必要です。とはいえ、急にこのような支援を始めてもすぐには出来るようになり何でもうまくいくわけではありません。だからこそお互いの「成長」に期待し、この支援に慣れこの能力を伸ばしていくことが大切です。

障がい者は「保護の客体」というだけではなく「その方の生活や人生の主体者」であり、そこを心に留め支援するということが家族や支援者にとって必要な意識改革であるということを研修で学びました。

おすすめ

10月4日(火)東京都主催の『大相撲 beyond 2020 場所』という特別イベントに抽選で当たり、利用者職員15人で行ってきました。普段、テレビでは見えていても、なかなかお相撲を間近で観る機会はありませんので、行く前からみなさん楽しみにしていました。利用者からは、「今後TVで観るのがより楽しみになった」「凶鑑を買ったので見ている」「また次回も行ってみたい」等と楽しめていた様子がうかがえました。



芸術①

練馬区役所1階の喫茶店『我夢舎楽』にて、10月いっぱい利用者3名の絵が飾られています。区内の福祉施設の作品が順番に飾られ、今月は旭出生産福祉園です。毎日たくさんの方が利用される場所に飾られ、見てもらえるのはとても嬉しいですね。区役所に行った際には、ぜひお立ち寄り下さい。



芸術②

12月の「障害者週間」に合わせて、練馬区立美術館で「障害者ふれあい作品展」が、開催されます。今回も福祉園からは、2名の方が出展します。12月7日(水)〜11日(日)と短期間ではありますが、お時間がありましたら、見に行っていたいただくと嬉しいです。

バザー

9月16日に練馬区役所で、障害者自立支援施設自主生産品販売会がありました。区内の福祉施設のクッキーやケーキ・パン等の美味しそうな物や、アクセサリーやバック等のおしゃれなものまでたくさん売られていました。販売に同行した方は、他施設に就職した旭出学園の卒業生に会えて、とても嬉しそうにお話していました。



今後の予定

- 10月22日 秋祭り (調布福祉園)
- 11月19日 とくまるDON2祭 (徳丸福祉園 委託)
- 11月20日 大利根祭 (大利根旭出福祉園)
- 11月23日 勤労感謝祭 (光が丘区民センター)
- 12月3日 障害者フェスティバル (光が丘区民センター)
- 12月15・16日 クリスマスフェア (練馬区役所)
- 2月10日 ふれあいバザールねりま (練馬区役所)

※太字は福祉園で行います。

『みなさまからの
ご支援ご協力に厚く御礼申し上げます』

広報に記載されておりました、
寄付を頂いた方のお名前の一覧は、
ホームページに掲載するにあたり
伏せさせて頂きました。
ご了承ください。

後援会ご寄付ご芳名一覧（順不同）

平成二十八年四月～平成二十八年九月末まで

大泉旭出学園の事業につきましてはご高配を賜り感謝、お礼申し上げます。特色ある独自性を発揮した事業展開とその充実を図っていくためには経営基盤を固めていく必要があります。さらに多くの方々に後援会の会員になっていただきたく、会員の方々にはお知り合いなどにご紹介いただけたら幸いに存じます。

より一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。



インフルエンザ対策

予防とかかった時にまんえんさせないために



1. うがい、手をよく洗いましょう
2. 空気の乾燥に注意しましょう
3. 日頃から十分な睡眠とバランスの良い食事を摂り免疫力を高めましょう
4. 毎朝出掛ける前に検温をしましょう
5. くしゃみや咳が出る時にはマスクを付けましょう
6. 予防接種は医師と相談のうえで

編集後記

9月はほとんど晴れがなく、天候の影響もあり野菜が高騰。医者には野菜を食べるように言われるのになかなか実行できかねます。などと理由を付け、やってきました食欲の秋！

